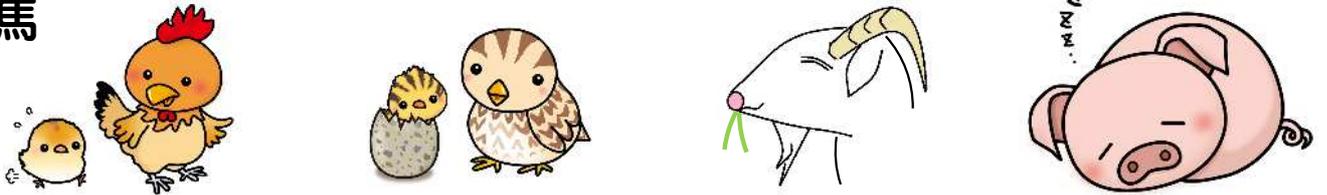


ペット目的の家畜の飼養においても届出が必要です！

家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法に基づき、愛玩目的であっても1羽/頭から家畜保健衛生所への定期報告書の提出及び飼養衛生管理基準の遵守が必要です。

＜家畜伝染病予防法により指定されている家畜＞

- 鶏、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- 豚（ミニブタ、マイクロブタを含む）、イノシシ
- 馬



定期報告書は、以下の期限までに、家畜保健衛生所に提出をお願いします。（家畜の種類により提出期限が異なります）

毎年4月15日（牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし）

毎年6月15日（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

飼養衛生管理基準とは

→家畜の所有者が遵守すべき基準で、家畜の伝染病の予防のため最低限守っていただく事項が定められています。

例 家畜をむやみに屋外に出さない

飼育場所に外から病原体を持ち込まない（専用靴の着用、手洗いの徹底）

飼育場所に野生動物を侵入させない 等

野外は病原体で汚染されているとの認識をお願いします。

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

一度家畜伝染病が発生すると、地域の畜産農家に多大な被害をもたらします。毎日の健康観察と飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

お問い合わせ先

愛知県東部家畜保健衛生所

〒441-8113 豊橋市西幸町字古並51-1

電話 0532-45-1141 ファックス 0532-48-8943